

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】2
- 徴収事務の委託【保健福祉局保健衛生部食肉センター】3
- 指定納付受託者の指定【環境局循環社会推進部業務課】4
- 徴収事務の委託【総務市民局地域・人づくり部生涯学習総合センター】5

### ◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課】6

北九州市告示第179号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市立西部斎場における使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年4月12日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
イージス・グループ有限責任事業組合	三重県四日市市朝日町1番4号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市告示第180号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市立食肉センターにおける手数料及び使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年4月12日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
北九州食肉センター企業組合	北九州市小倉北区末広二丁目3番7号	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市告示第181号

一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月12日

北九州市長 武内和久

指定納付受託者		指定をした日	指定期間
名称	住所		
GMOペイメント ゲートウェイ株式 会社	東京都渋谷区道玄 坂1丁目2番3号	令和6年4月1 日	令和6年4月1日 から令和7年3月 31日まで

北九州市告示第182号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市立生涯学習総合センター等における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年4月12日

北九州市長 武内和久

施設の名称	受託者		委託期間
	名称	住所	
北九州市立生涯学習総合センター	北九州ビルメンテナンス協同組合	北九州市小倉 北区紺屋町4 番6号	令和6年 4月1日 から令和 7年3月 31日まで
北九州市立門司生涯学習センター			
北九州市立小倉南生涯学習センター			
北九州市立八幡東生涯学習センター			
北九州市立八幡西生涯学習総合センター			
北九州市立戸畑生涯学習センター			
北九州市立門司生涯学習センター大里分館			
北九州市立小倉南生涯学習センター北方分館			
北九州市立八幡東生涯学習センター尾倉分館			
北九州市立八幡西生涯学習総合センター折尾分館			
北九州市立婦人会館			
北九州市立若松生涯学習センター	共同企業体 グループA 2K 代表企業 朝日建 物管理株式会社九州支店	北九州市小倉 北区室町一丁 目1番1号	

北九州市公告第 2 5 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 6 年 4 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ陣原店

北九州市八幡西区陣原一丁目 2 番 1 0 7

2 大規模小売店舗を設置する者

イオン九州株式会社

福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 1 1 号

代表取締役 柴田 祐司

3 変更する事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 廃棄物等の保管施設の位置

ア 変更前 建物内 1 階東側 1 3 . 0 9 立方メートル

建物内 1 階北西側 7 . 5 立方メートル

建物内 2 階北西側 7 . 5 立方メートル

合計 2 8 . 0 9 立方メートル

イ 変更後 建物内 1 階東側 1 3 . 0 9 立方メートル

建物内 1 階西側 7 . 5 立方メートル

建物内 2 階南側 7 . 5 立方メートル

合計 2 8 . 0 9 立方メートル

4 変更する年月日

令和 6 年 4 月 2 3 日

5 変更する理由

営業施策上の理由による。

6 届出年月日

令和 6 年 3 月 2 2 日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課
- (2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号  
北九州市八幡西区役所総務企画課

## 8 縦覧期間

この公告の日から令和6年8月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

## 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和6年8月13日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見